シャローム若葉　指定介護予防福祉用具貸与事業者運営規程

（事業の目的）

第１条　　社会福祉法人三育ライフが開設するシャローム若葉福祉用具貸与事業所（以下「事業所」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業員が、要支援の状態にある高齢者（以下「要支援者」という）に対し、適正な介護予防福祉用具貸与サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　　事業所の従業者は、可能な限り利用者が居宅において、その有する能力に応じて、自立した生活を営むことができるよう努める物とする。

２　　利用者の心身の状態、希望及びその置かれている環境を踏まえた、適切な介護予防福祉用具の選定の援助、取り付け、調整などを行う。

３　　介護予防福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活の便宜をはかり、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する物の負担の軽減を図る。

（事業所の名称）

第３条　事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

一　名称　　シャローム若葉福祉用具貸与事業所

二　所在地　　千葉市若葉区都賀 2-10-13

（職員の職種、員数及び職務内容）

第４条　事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

一　管理者　　１名

管理者は職員等の管理及び業務の管理を行なう。

二　専門相談員　　２名以上

専門相談員は、利用者及び家族からの心身の状態や、希望等の情報を収集し、その置かれている環境を踏まえた、適切な介護予防福祉用具の選定、使用方法の説明等の援助を行う。

（営業日及び営業時間）

第５条　本事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

一　営業日　月曜日から金曜日

ただし、１２月２９日から１月３日までを除く。

二　営業時間　午前９時から午後５時までとする。

（指定介護予防福祉用具貸与の提供方法）

第６条　指定介護予防福祉用具貸与の提供方法は次の通りとする。

一　相談受付

利用者又はその家族、居宅介護支援事業所からくる相談に対応する。

二　連絡調整

介護支援専門員と連絡をとり、利用者又は家族とともに意見交換を行う。

三　介護予防福祉用具選定への援助、同意

利用者又は家族が介護予防福祉用具を選定する際には、専門相談員は利用者の心身状態、希望、療養環境等を考慮に入れ、介護予防福祉用具が適切に選定され、かつ使用されるように専門知識に基づき相談に応じる。また、カタログ等を示して介護予防福祉用具の機能、使用方法、利用料金に関する情報を提供し、個別の介護予防福祉用具貸与に関する同意を得る。

四　搬入

利用者又はその家族、介護支援専門員との打ち合わせの後、搬入日時を決定する。貸与する福祉用具については、安全性、衛生状態などをチェックし、取扱説明書の指示通りに組み立てる。

五　調整、説明、確認

搬入、組み立てた介護予防福祉用具については、専門相談員が利用者の身体状況等に応じて調整を行う。また、利用者、家族に介護予防福祉用具の使用方法、使用上の留意点､故障時の対応などを説明する｡またそれらの内容を記載した取扱説明書、しおり等を交付する。必要に応じて、利用者、家族に実際に介護予防福祉用具を使用しながら使用方法を指導し、最終的に搬入した介護予防福祉用具の適合状況を確認する。

六　契約

利用者、家族に重要事項説明書、契約書別紙等の説明を行う。その後、契約者及び使用者を確認し､その契約内容を正確に説明した後､｢介護予防福祉用具貸与の契約｣を結び、契約書に署名捺印をもらう。

七　アフターサービス、使用状況の確認

３カ月毎に、利用者の介護予防福祉用具の使用状況を電話などで確認する。身体状況等の変化があった場合には、介護予防福祉用具の修理、調整、あるいは取り替えなどの対応をする。

八　搬出

利用者、家族又は居宅介護支援事業者からレンタル終了の連絡があった場合は、搬出日時を打ち合わせの上搬出を行う。その際、病毒感染のおそれのある介護予防福祉用具の場合は特に注意し、他の商品と区別し、専用カバー等で密閉し回収する。

（取り扱う種目及び利用料）

第７条　　取り扱う介護予防福祉用具の種目についての基本方針は次の通りである。

利用者の身体状況の多様性、変化などに対応することができるよう、できるだけ多くの種類の介護予防福祉用具を用意し、それでも貸与が困難な場合には、居宅介護支援事業者に連絡し、他の指定介護予防福祉用具貸与事業者に紹介する。

２　取り扱う介護予防福祉用具の種目は次の通りである。

一　　車椅子
二　　クッション、電動補助装置等の一定の車椅子付属品
三　　特殊寝台
四　　マットレス、サイドレール等の一定の特殊寝台付属品
五　　褥瘡予防器具
六　　体位変換器
七　　手すり
八　　スロープ
九　　歩行器
十　　認知症老人徘徊感知機器
十一　歩行補助杖
十二　移動リフト（吊り具をのぞく）

利用料は次の通りとする。

介護予防福祉用具貸与を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、指定当該介護予防福祉用具貸与が、法定代理受領サービスである時、その一割とする。法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与を提供した場合に、利用者から受け取る利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用との間に差額が生じないようにする。

（通常の事業実施地域）

第８条　通常の事業実施地域は次の通りである。

実施地域　千葉市若葉区、中央区

２　通常の事業の実施地域を超えて行う場合のその他の費用

利用者及び家族の同意を得た上で、交通費を別途徴収する。

（福祉用具の保管及び消毒方法）

第９条　介護予防福祉用具の保管及び消毒方法は次の通りである。

貸与にあたっては、改修した介護予防福祉用具をその種類、材質あわせて別添標準作業書に基づき、消毒が行われていない介護予防福祉用具と区分して保管を行う。

なお、介護予防福祉用具の保管、消毒については、いかに委託して行う。

一　東山産業株式会社

二　株式会社日本ビコー

三　株式会社ヤマシタコーポレーション

（従業者の衛生管理）

第１０条　従業者の衛生管理は次の通りである。

一　定期健康診断

サービス従事者は全員、一年に一回以上の定期健康診断を受診し、その健康診断結果を保管しておく。

二　日常健康清潔チェック表

サービス従事者は、日常健康等のチェックを実施し、問題がある場合は搬入出の業務に従事させない。

附　則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 20 年 5 月 1 日から施行する。